

議案第 57 号

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 107 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

令和 4 年度から取手市立市民会館を国民の祝日に関する法律に規定する休日においても開館することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市民会館の休館日は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p><u>(1) 12月29日から翌年1月3日まで</u></p> <p><u>(2) 毎週月曜日(前号に規定する日を除く。)</u></p> <p><u>(3) 月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)</u>に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)</p>	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市民会館の休館日は、次のとおりとする。 ただし、市長が必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p><u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に規定する日を除く。)</u></p> <p><u>(3) 毎週月曜日(休日及び前号に規定する日を除く。)</u></p> <p><u>(4) 月曜日が休日に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)</u></p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料及び利用料金の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。